

# 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直し(令和2年度改正)

全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するため、以下の改正を行う。

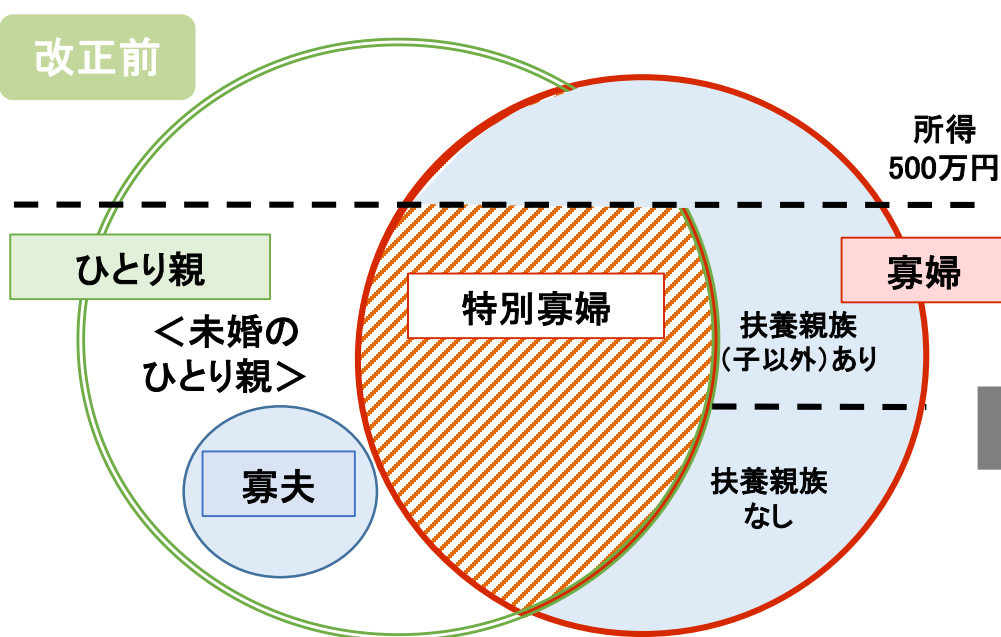
1. 婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下)を有する単身者について、同一の「ひとり親控除」(控除額35万円)を適用
2. 上記以外の寡婦については、引き続き控除額27万円を適用することとし、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても所得制限(500万円以下(年収678万円))を設定

※ 所得500万円(年収678万円)以下の子以外の扶養親族を持つ死別・離別の女性、扶養親族がない死別女性については現状のままとなる。

※ ひとり親控除、寡婦控除のいずれについても、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外とする。

【令和2年分以後の所得税について適用】

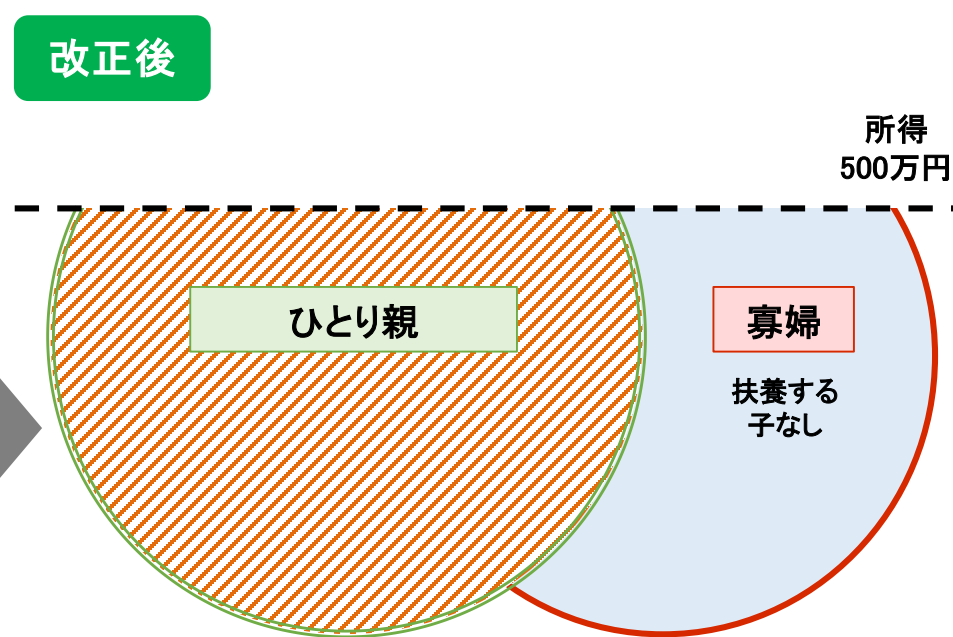
改正前



※全体について事実婚チェックなし

- 控除額35万円
- 控除額27万円

改正後



※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外とする

- 控除額35万円
- 控除額27万円